



つくばみらい市告示第 33 号

つくばみらい市新商品開発等支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

つくばみらい市長 小 田 川



つくばみらい市新商品開発等支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市新商品開発等支援事業費補助金交付要綱（平成31年つくばみらい市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新商品開発支援等事業又は販路拡大事業」を「新商品の開発事業等」に改める。

第2条を次のように改める。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

（1） 新商品開発事業 新しい素材や技術、付加価値等を利用し新たに加工製造される、従来品より優れた商品を開発する事業又は既存の技術及び技法を活かして新たに加工製造される、従来にない商品若しくは従来品より著しく優れた商品を開発する事業。ただし、自社で加工製造している商品のデザイン、味付け又は形状などを変更した商品又は、市内事業所ですでに加工製造されている商品と同じと判断される商品は除く。

（2） 生産効率向上事業 開発から5年以内に新たに加工製造された商品について、生産の拡大、生産品の変更又は生産性の向上を図るため、直接生産に供する機械装置等（法人税法施行令第13条第3号に規定する「機械及び装置」で、償却資産の耐用年数等に関する省令別表第2に規定するもの。）を市内の自社工場内（賃貸を含む）に導入する事業

（3） 販路拡大事業 販売経路の拡大を図るため、物産展又は見本市等へ出展する事業（以下「出展事業」という。）

第4条第1項中「新商品開発支援等事業及び販路拡大事業の補助対象経費」を「補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）」に改め、同条第6項を削る。

第5条第2項を次のように改める。

2 この補助金は、第2条各号に掲げる事業毎に交付をすることができる。ただし、交付を受けた者について、前年度に交付を受けたその翌年度は同一事業にかかる補助金を交付することができない。

第6条第2項を削り、同条第3項第6号中「証明書」の次に「市税の納付状況について

市長が確認することに同意した場合を除く。)」を加え、同項を同条第2項とする。

第10条の見出しを「(実績報告及び請求)」に改め、同条中「つくばみらい市新商品開発支援等事業費補助金事業実績報告書(様式第6号)」を「つくばみらい市新商品開発支援等事業費補助金事業実績報告書兼請求書(様式第6号)」に改め、同条第3号中「領収証」を「領収書等」に改める。

第11条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、及び交付する補助金の額を確定したときは、補助事業者からの請求に基づき補助金を交付するものとする。

別表を次のように改める。

別表(第4条及び第5条関係)

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
新商品開発事業	新商品開発事業に要する次に掲げる経費 1 先進地視察、市場調査に要する経費 2 新商品の研究、開発計画及び試作に要する経費 3 展示会、試食会等に要する経費 4 デザイン設計、商標等の作成に要する経費 5 容器包装の試作に要する経費 6 初期生産に要する経費	2分の1以内	50万円
生産効率向上事業	機械装置等を導入する経費 (機械購入費、部品代、アプリケーションソフト購入費、設定費、設置費、運搬費等)	2分の1以内	50万円
販路拡大事業	出展事業に要する次に掲げる経費 1 販路拡大のための出展に要する交通費、宿泊費 2 パンフレットやポスターなどの印刷費、事業に必要な消耗品費 3 広告掲載費用や物販の運搬に必要な経費 4 製品パンフレットや紹介動画などの作成を委託する経費 5 物品・機器のリース料、会議室や会場等の使用料	2分の1以内	10万円

備考

- 1 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額。）は、補助対象経費の額から除く。
- 2 補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額を補助額とする。

様式第1号を次のように改める。

新商品開発支援等事業費補助金交付申請書

年 月 日

つくばみらい市長 様

住所

申請者（代表者） 氏名

電話

つくばみらい市新商品開発支援等事業費補助金交付要綱第6条の規定により補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業名 新商品開発事業 ・ 生産効率向上事業 ・ 販路拡大事業
- 2 交付申請額 円
- 3 事業概要
  - (1) 事業実施の動機・目的
  - (2) 事業スケジュール（視察先・参加イベント名等）
  - (3) 市場性・生産性・売上の見通し・事業の目標等
- 4 確認事項（いずれかに☑）
  - 補助金の交付決定に当たり、市税の納付状況について、市長が公簿等で確認することに同意します。
  - 別紙のとおり、市税に未納がないことを確認できる書類を提出します。
- 5 添付書類
  - (1) 法人の登記事項証明書の写し（申請者が法人の場合）
  - (2) 開業届の写し又は業種及び経営状況がわかる書類（申請者が個人の場合）
  - (3) 事業計画書
  - (4) 収支予算書（様式第2号）
  - (5) 直近の事業年度における収支決算書 又は確定申告書の写し
  - (6) 市税の未納がないことを証する証明書（市税の納付状況について市長が確認することに同意した場合を除く。）
  - (7) その他市長が必要と認める書類

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第10条関係）

新商品開発支援等事業費補助金事業実績報告書兼請求書

年 月 日

つくばみらい市長 様

住所

申請者（代表者） 氏名

電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、つくばみらい市新商品開発支援等事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告及び請求します。

1 既交付決定額 円

2 実績報告額（別表に掲げる補助率・限度額より算出）

円

3 請求額 円

4 事業完了年月日 年 月 日

5 振込先

金融機関名	銀行・農協 信金・信組	本店・支店 本所・支所	
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他 ( )	(ふりがな)	( )
口座番号		口座名義人	

5 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第2号）
- (3) 事業の成果物又は事業を実施したことを証する写真及び領収証等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第10条関係）

事業報告書

1 事業名 新商品開発事業・生産効率向上事業・販路拡大事業

2 事業実施の動機・目的

3 事業実施期間

4 具体的内容・結果

5 その他参考となる事項



附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。